

# 第 10 次笠岡市行政改革大綱

令和 8 (2026)年度～令和 11(2029)年度

(素案)

令和 8 (2026) 年 月

笠 岡 市

# 目次

---

I	これまでの行政改革	1
II	第9次笠岡市行政改革の取組結果	1
III	更なる改革の必要性	3
	1 第9次笠岡市行政改革大綱の結果	
	2 人口減少・少子高齢化の進展による懸念	
	3 財政健全化プランの実行	
	4 未来を見据えた行政経営	
IV	行政改革大綱の目的と位置付け	5
V	行政改革の基本方針	6
	1 基本的考え方	
	2 計画期間	
	3 改革の視点	
VI	行政改革の重点項目	7
	1 デジタル技術を活用した行政サービスの提供	
	2 効率的・効果的な行政運営の推進	
	3 財政健全化プランの着実な実行	
VII	行政改革の進行管理・推進体制	9
VIII	主要な数値目標	10
	用語の解説	11

## I これまでの行政改革

本市における行政改革は、昭和 57 年度から現在まで 9 次にわたり行政改革大綱を策定し、社会経済情勢の変化、その時々における市民ニーズや市の抱える課題に的確に対応するため、全庁的に行政改革の取組を進めてきました。

### ○笠岡市の行政改革大綱の策定状況

策定時期	名称	実施期間
昭和 57 年	第 1 次笠岡市行政改革大綱	昭和 57 (1982) 年度 ～昭和 62 (1987) 年度



平成 30 年	第 8 次笠岡市行政改革大綱	平成 30 (2018) 年度 ～令和 3 (2021) 年度
令和 4 年	第 9 次笠岡市行政改革大綱	令和 4 (2022) 年度 ～令和 7 (2025) 年度

## II 第 9 次笠岡市行政改革の取組結果

第 9 次笠岡市行政改革大綱に基づく令和 4 (2022) 年度から令和 7 (2025) 年度までの計画期間に、

- 1 デジタルトランスフォーメーション (DX) ※1 を活用した行政サービスの質の向上と行政組織の見直し
- 2 持続可能で効果的な行政サービスの提供と人材育成
- 3 公共施設等の集約化と施設の有効活用の検討
- 4 歳入の確保・歳出の適正化、将来負担の軽減

を改革の柱と定め、改革に取り組んできました。

この期間の効果額及び主な取組項目の実績は次のとおりです。

## ○第9次笠岡市行政改革の効果額

(単位 千円)

年 度		R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
効果額	歳入	399,454	632,841	888,929	R8 年度 に確定値 修正
	歳出	710,523	32,531	12,514	
	計	1,109,977	665,372	901,443	

(参考) 単年度財政効果額の目標 500,000 千円

## 主要な数値目標

	目標数値	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
実質公債費比率※2	9.0%未満	7.2%	7.8%	8.1%	R8 年度 に確定値 修正
将来負担比率※3	80.0%未満	51.3%	48.2%	57.6%	
経常収支比率※4	92.0%未満	93.6%	97.3%	97.2%	
財政調整基金残高※5	14.8 億円以上	13.2 億円	10.9 億円	6.8 億円	
ふるさと笠岡思民基金残高 (参考)		2.6 億円	2.2 億円	3.1 億円	

## ○第9次笠岡市行政改革の主な取組項目

取組項目	実績
行政手続きのデジタル化の推進と市民サービス向上	ぴったりサービス※6, LINE 申請システム※7 導入 書かない窓口 (申請書記入サポートシステム) 導入 各種証明書のコンビニ交付※8 利用促進
組織機構の見直し	部長級 2 名, 課長級 3 名減 (R7 年度以降)
就学前教育・保育施設再編	幼稚園・保育所 10 園を再編し, 認定こども園 4 施設を 設置
使用料及び手数料の見直し	使用料 43 件, 手数料 27 件を見直し
ふるさと納税の推進や未利用地の売却等による自主財源の確保	公共施設のネーミングライツ※9 導入 EC サイト※10 を活用した不用備品の売却
内部管理経費の節減合理化	電力共同調達実施 (高梁川流域圏)
補助金の見直し	196 事業 228,571 千円減 (R7 年度予算)

### III 更なる改革の必要性

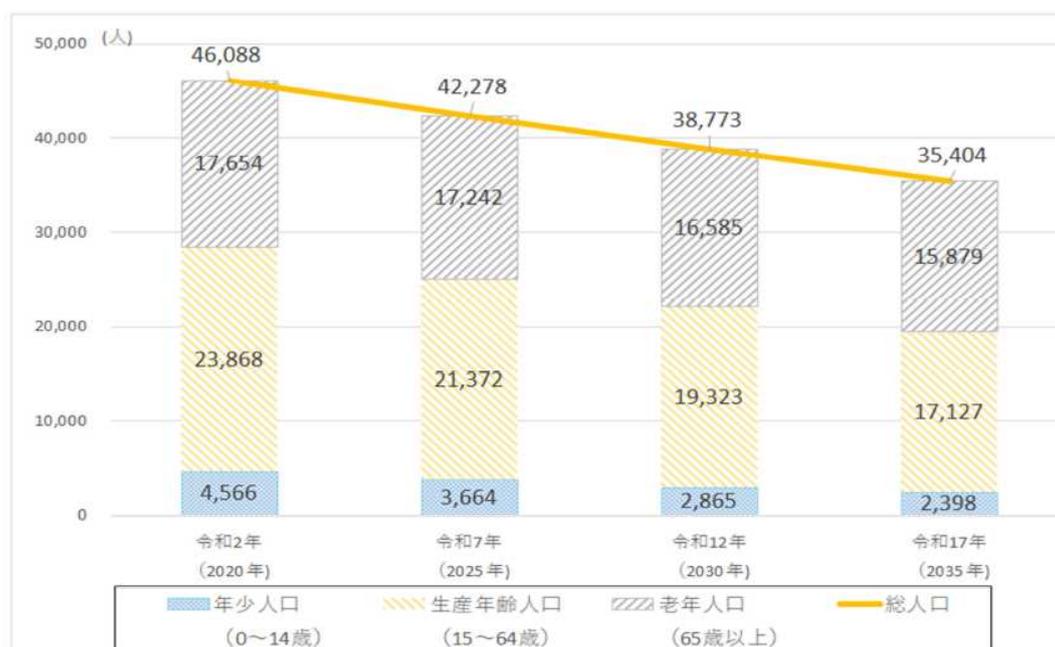
#### 1 第9次笠岡市行政改革大綱の結果

第9次笠岡市行政改革大綱の取組のうち、「長時間労働の是正」，「内部管理経費の節減合理化」，「適正な基金残高の維持」など，達成が十分でない項目があります。これらの取組は，業務の生産性・効率性や財政構造の弾力性に大きな影響を及ぼすことから，手法等を見直し，継続して取り組む必要があります。

#### 2 人口減少・少子高齢化の進展による懸念

全国的に人口減少・少子高齢化が進んでいます。第8次笠岡市総合計画※11における将来の人口フレーム※12では，令和15（2033）年の目標を，37,000人としています。

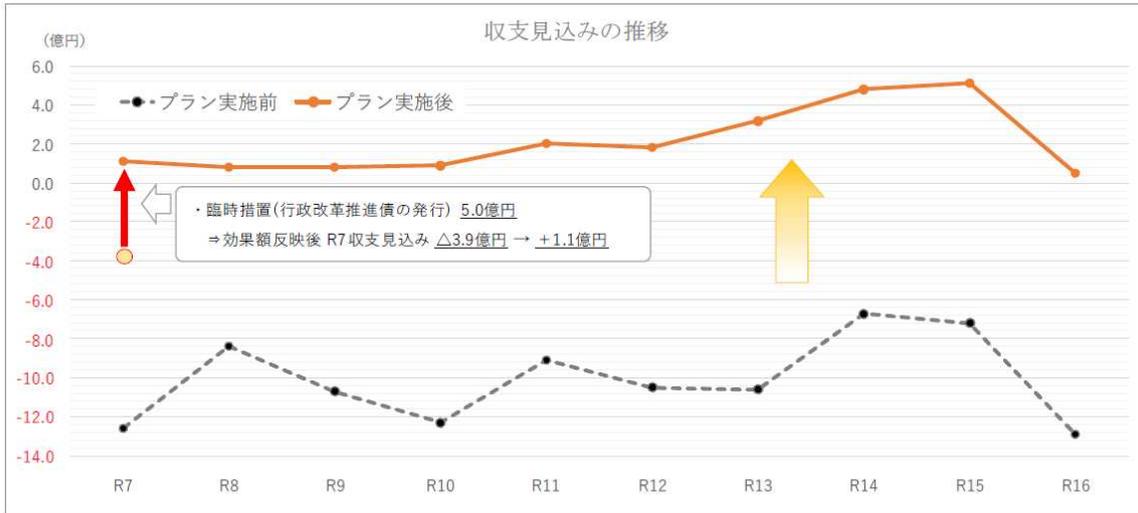
この人口推計の結果から，人口減少・少子高齢化の進行は顕著であり，核家族化，一人暮らし世帯の増加などの社会構造の変化により，行政課題や市民ニーズは多様化・複雑化し，これらに対応した行政サービスの提供が求められています。



【資料：第8次笠岡市総合計画】

#### 3 財政健全化プランの実行

本市の財政状況は非常に厳しい状況にあり，持続可能な行財政運営，市民ニーズに対応した行政サービスの提供，そして，効率的・効果的な行政運営を確立する必要があります。このためにも，令和7年2月に策定した笠岡市財政健全化プラン※13を着実に実行し，これまでの取組を継続しつつ，新たな取組を含めた行政改革を実施し，「選択と集中」を徹底します。



											(億円)
											R7~R16
	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	計
健全化プラン実施前収支見込み	△ 12.6	△ 8.4	△ 10.7	△ 12.3	△ 9.1	△ 10.5	△ 10.6	△ 6.7	△ 7.2	△ 12.9	△ 101.0
健全化プラン効果額（臨時措置含む）	13.7	9.2	11.5	13.2	11.1	12.3	13.8	11.5	12.4	13.5	122.2
健全化プラン実施後収支見込み	1.1	0.8	0.8	0.9	2.0	1.8	3.2	4.8	5.2	0.6	21.2

【資料：笠岡市財政健全化プラン】

#### 4 未来を見据えた行政経営

##### (1) 持続可能な組織づくり

人口減少や就業形態の変容により、地域の担い手不足が顕著となっています。

地域を維持していくためにも、行政、地域住民、市民団体、NPO※14等が対等なパートナーとして連携・協力し、多様な主体が持つノウハウや資源を活用するなど、役割、担い手の重複解消や地域が主体的に課題解決に取り組むための仕組みを構築することが重要となります。

##### (2) 省力化・効率化による行政サービスの質の向上

人口減少の影響は、地域社会のみでなく、行政運営にも影響があります。

業務の在り方の抜本的な見直し、従来からの手作業や紙運用などの非効率的な業務や事務処理時間の短縮をデジタル技術を活用して省力化し、業務の生産性向上、質的向上を図る必要があります。

## IV 行政改革大綱の目的と位置付け

本大綱は、第8次笠岡市総合計画（2026年度～2033年度）に示す「暮らしを支える」、「まちを整える」、「こどもを守り人を育む」の3つの基本理念に関わる横断的施策として、行政経営分野の取組を推進する分野別計画に位置付けます。

### 市の目指す姿

#### 第8次笠岡市総合計画（基本構想）

<将来都市像> 「対話」と「協調」と「連携」で築く  
夢と笑顔が広がるまちづくり

<基本理念>

暮らしを支える・まちを整える・こどもを守り人を育む

### 実現する手段

#### 第8次笠岡市総合計画（基本計画）

<行政経営> 3つの基本理念に関わる横断的な施策

- ① 安定的な財政基盤の確立
- ② DXを活用した市民サービスの向上
- ③ 公共施設の適正な管理集約
- ④ 行政改革と人材育成の推進

### 具 体 策

#### 第10次笠岡市行政改革大綱

第8次笠岡市総合計画における横断的施策として  
行政経営分野の取組を推進する分野別計画に位置付け

## V 行政改革の基本方針

### 1 基本的考え方

第8次笠岡市総合計画に示す「暮らしを支える」「まちを整える」「こどもを守り人を育む」の3つの基本理念に関わる横断的施策として、行政経営分野の取組を推進する分野別計画に位置付け、あらゆる環境変化に対応できる持続可能な行政運営を確立するとともに、効率的かつ効果的で質の高い行政運営への転換を図ります。

### 2 計画期間

第8次笠岡市総合計画における基本計画の周期、笠岡市財政健全化プランにおける取組期間を踏まえ、計画期間は、次のとおりとします。

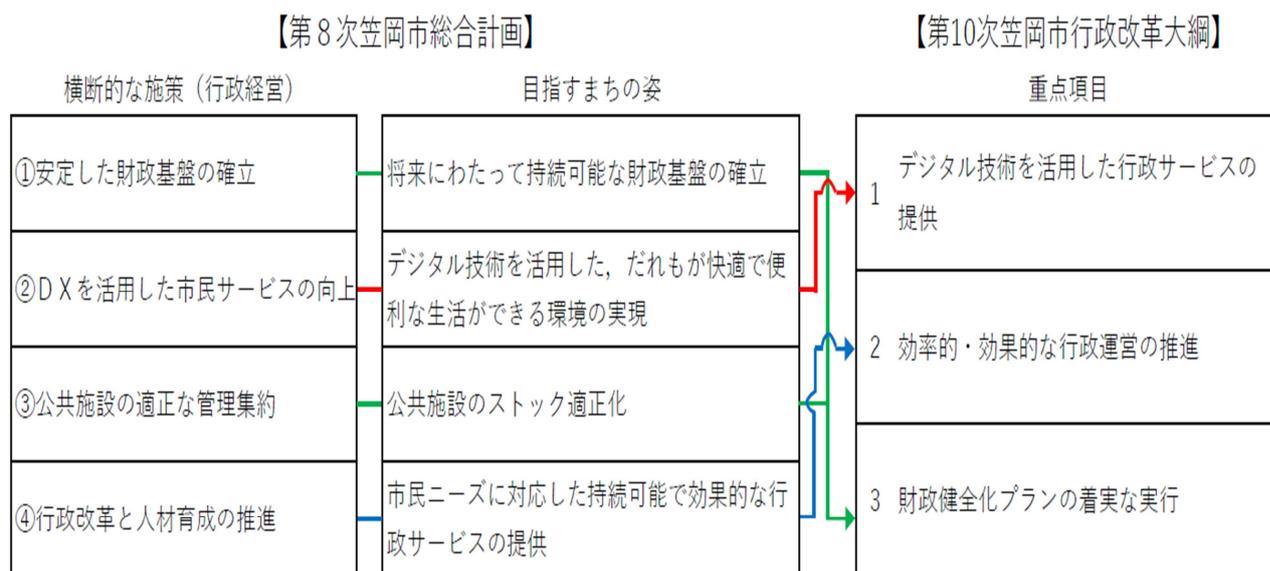
令和8（2026）年度から令和11（2029）年度までの4年間

### 3 改革の視点

本市が目指す姿を実現するためには、基本理念を支える横断的施策を着実に実施していくことが不可欠となります。

そこで、第10次笠岡市行政改革大綱においては、その横断的施策を改革の視点とします。

（体系図）



## VI 行政改革の重点項目

これまでの取組に加え、新たな行政課題に対応した取組を実施します。

また、笠岡市財政健全化プランは、財政基盤の見直しに特化した個別の計画ですが、行政改革大綱と密接な関わりを持ちます。

以上のことを踏まえ、笠岡市財政健全化プランを組み込むとともに、第9次笠岡市行政改革大綱の重点項目を再編して、3つの重点項目を設定し、改革に取り組みます。

### 1 デジタル技術を活用した行政サービスの提供

デジタル技術を活用し、手続のオンライン化等により、「市役所に行かなくてもできる手続」を推進することにより、行政サービスの利便性向上を図ります。

また、デジタル技術を活用し、業務の生産性・効率性の向上やデジタル人材の確保、育成などにより行政サービスの向上を図ります。

#### ✔ 主な実施項目

- ①行政手続のデジタル化の推進と市民サービス向上
- ②デジタル技術を活用した地域活性化の推進
- ③情報発信の強化

### 2 効率的・効果的な行政運営の推進

継続的で安定した行政サービスを提供するため、事業見直しや広域連携<sup>※15</sup>を推進し、限られた経営資源を効率的に活用することで、最適な行政サービスの提供に努めます。

また、地域や民間事業者等、多様な主体と行政が連携し、対話を軸とした課題解決に取り組むことにより、民間活力等を活用した質の高い行政サービスの提供を目指します。

#### ✔ 主な実施項目

- |  |                                    |
|--|------------------------------------|
| ①組織機構の見直し                              | ⑥審議会等の見直し                          |
| ②働き方改革 <sup>※16</sup> の推進と行政組織の効率化     | ⑦業務プロセスの見直し                        |
| ③持続可能な定員管理の対応と見直し                      | ⑧就学前教育・保育施設再編                      |
| ④指定管理 <sup>※17</sup> や業務委託等の民間活力の更なる推進 | ⑨学校規模の適正化                          |
| ⑤地域住民組織、市民団体、NPO等との協働                  | ⑩広域連携の推進                           |
|  | ⑪行政評価 <sup>※18</sup> の活用と市民意識調査の実施 |
|  | ⑫公営企業等の経営健全化の推進                    |

### 3 財政健全化プランの着実な実行

将来に向けて持続可能な行財政運営を行うため、笠岡市財政健全化プランを着実に実行し、収支改善と財政調整基金残高の積み増しを図ることで財政構造を転換し、生み出される新たな財源により、柔軟で安定した持続可能な財政基盤の確立を図ります。

また、公共施設の管理方法の見直しや公共施設等総合管理計画※19に基づき、必要なサービスの維持や目的の転換を図りながら、施設の統廃合を積極的に進め、将来負担の軽減を図ります。

#### ✔ 主な実施項目（笠岡市財政健全化プラン）

##### ①歳入の確保

- ・課税客体※20の的確な把握による税収の増
- ・収納率の向上による税収等の増
- ・企業誘致等による新たな税財源の確保
- ・使用料及び手数料の見直し
- ・ふるさと納税の推進
- ・未利用地及び施設の売却・貸付
- ・新たな財源の確保

##### ②歳出の削減

- ・補助金、イベント等を含むあらゆるソフト事業の見直し
- ・大規模ハード事業の計画見直し
- ・ハード事業の抑制
- ・維持補修の抑制
- ・人件費等の適正化
- ・事務的経費の削減

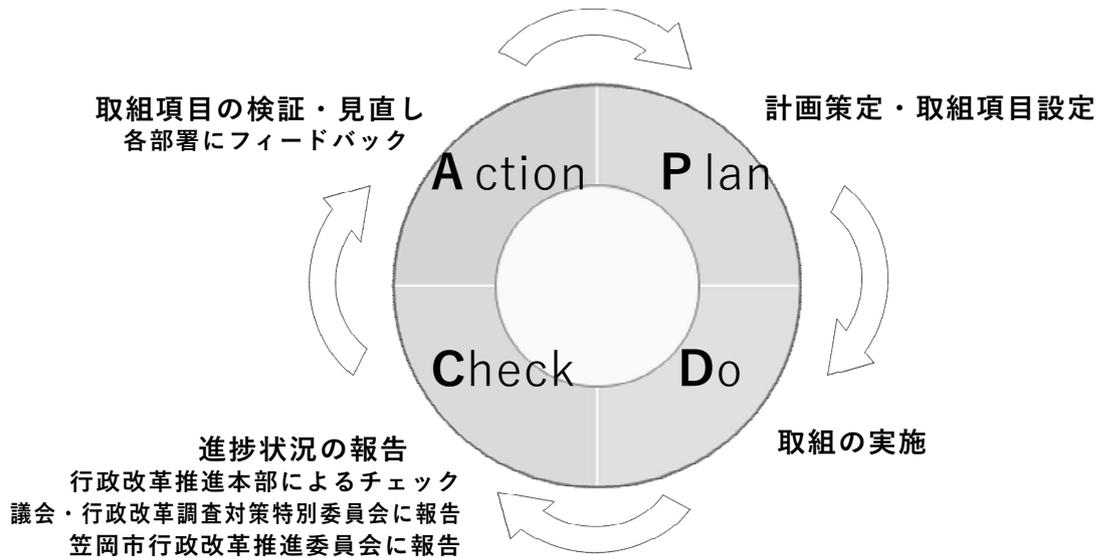
##### ③公共施設のあり方見直し

- ・公共施設マネジメントの推進による維持管理コストの縮減
- ・公共施設の廃止・集約化・統合の検討

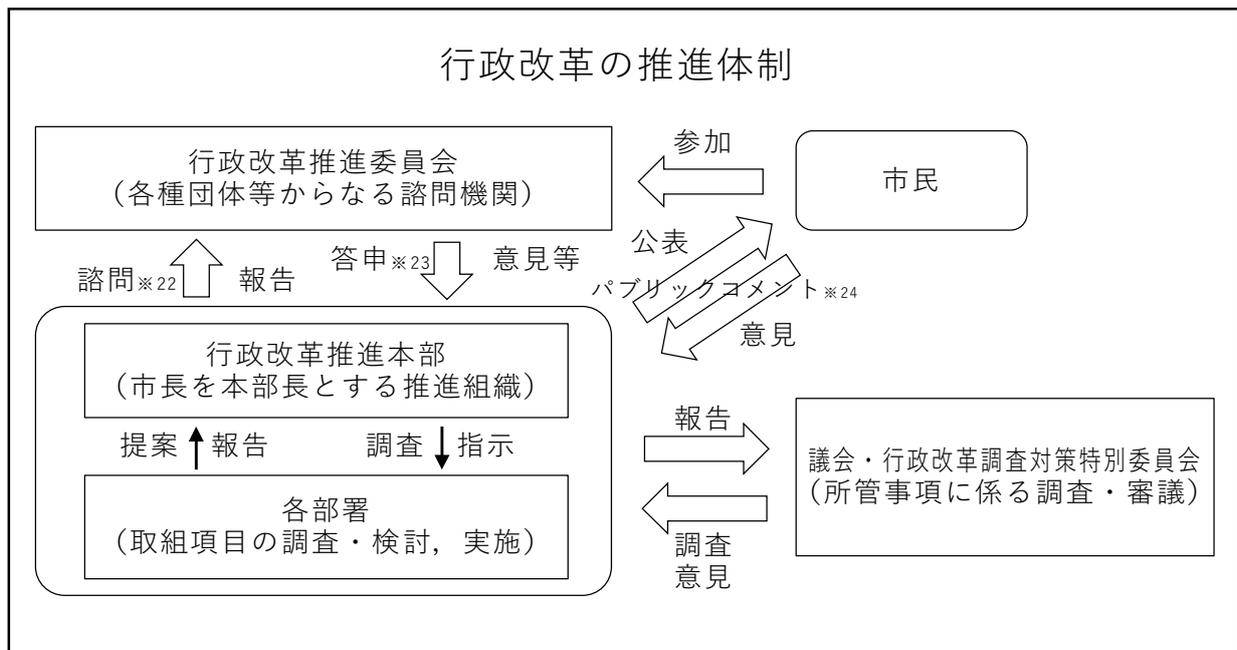
## VII 行政改革の進行管理・推進体制

笠岡市行政改革推進本部を中心に全庁的に取り組み、取組項目ごとに具体的な目標や効果額を設定し、行政改革を推進します。

また、各種団体の推薦者、市民等で構成する笠岡市行政改革推進委員会に、実施状況等を報告するとともに、意見等を受けながら行政改革に取り組みます。



各年度ごとの実績見込みを取りまとめ、その評価を行い、P D C A サイクル※21 の中で、取組項目の検証・見直しを行います。



## VIII 主要な数値目標

---

行政改革を推進するに当たって、実施期間における主要な財政指標の推計を参考として目標値として設定します。なお、将来負担比率と財政調整基金残高は、中期財政見通し（令和7年10月）の目標値とします。

（参考）

①実質公債費比率	8.0%未満	（令和6年度決算数値	8.1%）
②将来負担比率	52.9%未満	（令和6年度決算数値	57.6%）
③経常収支比率	92.0%未満	（令和6年度決算数値	97.2%）
④財政調整基金残高	13.8億円	（令和6年度決算数値	6.8億円）

単年度財政効果額 10億円 （令和6年度効果額 901,443千円）

## 用語の解説

---

- ※1 デジタルトランスフォーメーション（DX）  
行政サービスなどの業務の流れや考え方を根本的に見直し、デジタル技術を活用することで、社会の在り方をより良い方向へ変革する取組を意味しています。
- ※2 実質公債費比率  
自由に使える収入に対して、市の借金返済等額が占める割合のことです。  
（早期健全化基準：25.0% 財政再生基準：35.0%）
- ※3 将来負担比率  
自由に使える収入に対して、市が将来負担する実質的な負債の割合のことです。  
（早期健全化基準：350.0% 財政再生基準：なし）
- ※4 経常収支比率  
市税，諸税，普通交付税等の経常的な一般財源に対して，人件費，扶助費，公債費等の経常経費が占める割合。財政構造の弾力性を判断するための指標のことです。（望ましいのは70～80，90%を超えると財政の弾力性が低いと判断されるが近年の市町村平均は90%を超えている。）
- ※5 財政調整基金残高  
経済状況等による財源不足や災害の発生等による不測の支出増加等に対処するための市の貯金のことです。
- ※6 ぴったりサービス  
国が提供しているオンラインで各種手続の申請ができるサービスのことで。
- ※7 LINE 申請システム  
LINE アプリ（コミュニケーションアプリ）を通じて，市役所と市民を結ぶシステム情報ツールのことで。
- ※8 コンビニ交付  
住民票の写し，住民票記載事項証明書，印鑑証明書及び所得証明書をコンビニエンスストア等におけるマルチコピー機から取得できる証明書等の自動交付サービスのことで。
- ※9 ネーミングライツ  
公共施設等に企業名や商品名などを冠した愛称を付与する権利のことで。
- ※10 EC サイト  
Electronic Commerce Site の略で，電子商取引を行うウェブサイトの総称のこと

とです。

※11 第8次笠岡市総合計画

総合計画は、本市の目指す将来像とその実現に向けた施策を表したもので、まちづくりの指針となる本市の最上位計画のこと。第8次は令和8年度から令和15年度までを計画年度としています。

※12 人口フレーム

第8次笠岡市総合計画において、目標年次を見据えた方針を定めた将来人口推計のことです。

※13 笠岡市財政健全化プラン

財政調整基金が枯渇することを回避し、将来に向けて持続可能な行政運営を行うために策定したものです。

※14 NPO

NPO法人（特定非営利活動法人）を略して表記しています。

※15 広域連携

限られた行政資源を有効活用するため、近隣の市町との広域的な連携や多様な主体との連携を推進し、行政運営の効率化を図るとともに地域の活性化を図るものです。

※16 働き方改革

働く人が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、自分で選択できるようにするための改革のことです。

※17 指定管理

指定管理者制度を略して表記しています。指定管理者制度は、公の施設の管理に民間事業者等の有するノウハウを活用することにより、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応していくことを目的としている制度のことです。

※18 行政評価

行政の施策、事務事業を、客観的な指標等をもとに、事業効果の検証や進行管理を行う手法のことです。

※19 公共施設等総合管理計画

公共施設等の実態をできる限り正確に把握するとともに、将来生じる改修・更新等にかかる費用を予測し、財政的にも次世代に引き継ぐことができる公共施設等の運営方針についての在り方を示した計画です。

※20 課税客体

課税の対象となるもののことで、物や行為、事実などがあります。例えば、市民税では個人の所得、固定資産税では土地、建物などです。

※21 PDCA サイクル

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（対策・改善）の4つの頭文字を取ったもので、業務を継続的に改善していく手法の一つ。最後のActionの実施を受け、次のPDCAサイクルのPlanにつなげることで、継続的な改善を実施するものです。

※22 諮問

ある事柄に関して、委員会や審議会などの有識者（委員・審議者）に意見を求めることです。

※23 答申

諮問（意見を求める）されたことに対して、意見（回答）することです。

※24 パブリックコメント

市の政策や計画を決める際に、その案を広く市民等に公開して、広く皆さんから意見等を募る一連の手続のことです。